

第30回 光市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和元年11月14日（木）午前9時30分から10時00分

2 開催場所 光市役所 第5会議室

3 出席委員（21人）

農業委員

1番 埤田 定
2番 熊野 茂公
3番 宮内 昭壽
4番 河村 晴夫
5番 小林 勉
6番 田村 尚利
7番 出穂真奈美
8番 鬼武 敬子
10番 藤本 準一
11番 山本 忠男
12番 田村 耕一（会長）

農地利用最適化推進委員

1番 小田 博
2番 城 俊治
3番 末岡 博
4番 國弘 久男
5番 西村 隆裕
6番 秋山 孝
7番 西岡 正信
8番 弘田 靖
9番 久保田 等
10番 尾崎 敬一

4 欠席委員

農業委員

（1人）

9番 繁本 武紀

農地利用最適化推進委員（0人）

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

議案 第1号 農地法第4条転用許可申請に対する許可決定について

議案 第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の承認について

報告 第1号 農地法第5条転用届出に係る局長専決処理について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 橋本 卓也

農地係長 森重 康男

農政振興係長 松原 耕二

議長

みなさんおはようございます。

只今から第30回農業委員会総会を開会します。

本日の総会にあたり、農業委員9番 繁本 武紀 委員より欠席の連絡がありましたので御報告いたします。

本日出席の農業委員は11名、農地利用最適化推進委員は10名で定足数に達しており、総会は成立しています。次に、光市農業委員会総会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは、本日の議事録署名委員は、4番河村 晴夫 委員、5番小林 勉 委員にお願いします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の松原係長を指名いたします。

それでは議事に入りたいと思います。事務局から議案について説明をお願いします。

事務局

議案第1号 「農地法第4条転用許可申請に対する許可決定について」です。今月の申請は1件でございます。

別紙「位置図」、も議案の説明と併せてご覧いただけたらと思います。それでは、ご説明申し上げます。

本件は、申請人が自身の所有する農地を転用しようとするもので、権利の移動・設定を伴わないので、農地法の第4条による転用許可申請となります。

申請者ですが、申請地そばに居住する個人です。

申請のあった土地は、市役所大和支所の西約1.2kmの大字岩田地内の1筆で、登記地目は田、面積は427㎡の自作地です。

健康上の問題から、農地としての維持管理が困難となったが、土地を有効活用したいと考え、パネル面積264.06㎡、出力27.50kwの太陽光発電設備を設置しようとするものです。

では、農地法に基づく農地転用許可の検討事項(4条も5条も同一です。)についてご説明します。

許可の要件である、立地基準と一般基準について。まず立地基準です。

それでは「農地の区分」についてです。

当該用地は、第1種第3種農地のいずれの要件にも該当しないため第2種農地となります。2種農地は、他に代替となる用地がない場合許可することができるとなっております。

ここからは、一般基準です。事業の実施について、その確実性・周辺農地への影響等について審査いたします。

まず、「転用の目的」ですが、太陽光発電施設であり、問題ないものと判断します。

次に、「資力及び信用」についてですが、提出されている資金計画書・預金残高証明書等から、問題ないものと判断します。

それから「転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況」ですが、農地基本台帳によると貸借等の関係も特になく、これには該当いたしません。

続いて「遅滞なく転用目的に供することの確実性」についてですが、事業計画書等により、問題はないと判断します。

次に「行政庁の免許、許可、認可等の処分見込み」についてですが、該当するものではありません。

次は「一体利用地の利用見込み」についてですが、事業に供されるのは申請地のみなので、これには該当いたしません

さらに「計画面積の妥当性」についてですが、申請に係る農地面積が、事業の目的から見て適正と認められない場合は許可しないことになっていますが、事業計画書等から判断し、適当であると考えます。

続いて「周辺の農地に係る営農条件への支障の有無」についてですが、太陽光発電施設であり、被害防除計画書の内容等からも判断し、近接農地の日照・通風等については問題ないと考えます。

以上、許可に必要な要件はすべて満たしていると判断いたします。

なお、この件につきましては、弘田委員に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

説明は以上でございます。

議長

弘田委員、補足説明をお願いします。

推進8番

特にございません。

議長

これより質疑に入ります。何かございませんか。

(なしの声)

ないようですので採決いたします。

議案第 1 号の番号 1 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 1 号番号 1 は原案のとおり決定いたしました。続いて説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第 2 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画の承認について」をご説明します。

光市長から、農用地利用集積計画の決定を求められています。

別紙の農用地利用集積計画書（案）をご覧ください。

令和元年度 7 号です。新規が 3 件、6 筆で面積は 9,582 m²のみです。合計も 3 件、6 筆で 9,582 m²です。

貸し手、借り手、土地の所在その他、各計画内容につきましては、記載のとおりでございます。

なお、以上の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしております。

議長

これより質疑に入ります。何かございませんか。

(異議なしの声)

ご異議がないようですので採決いたします。

議案第 2 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 2 号は原案のとおり決定いたしました。
続いて報告をお願いします。

事務局

それでは報告事項 1 号について説明申し上げます。

報告第 1 号 「農地法第 5 条転用届出に係る局長専決処理について」
です。

届出の件数は、1 件でございました。

内容については記載のとおりでございます。

なお、届出書類は添付書類も含めて完備しておりましたので、事務局
長専決により受理いたしました。

説明は以上です。

議長

只今の報告第 1 号について、質問、意見等がございましたらお願いし
ます。

(なしの声)

質問、意見等が無いようでしたら、これらは報告案件でございますの
で、御了解いただきたいと思います。

以上で第 3 0 回光市農業委員会総会を閉会いたします。

上記は、令和元年 1 1 月 1 4 日開催の第 3 0 回光市農業委員会総会の
議事録である。

令和元年 月 日

光市農業委員会 会長 田村 耕一

上記の議事録は、正当と認め署名いたします。

議事録署名人

光市農業委員 _____ 印

光市農業委員 _____ 印

